

議案第 22 号

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 30 年 3 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）の施行により、都市公園法施行令に規定されていた運動施設の建蔽率が参酌基準化したことに伴い、これを条例で定めるとともに、規定の整備を行うもの。

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

長与町都市公園条例（昭和60年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の3に次の1項を加える。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第10条第1項中「都市公園より」を「都市公園から」に改め、同項第2号中「附した」を「付した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定に基づく処分により生じた損害については、町は、これを賠償する責めを負わない。

第14条（見出しを含む。）中「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

第20条中「第5条の3」を「第5条の11」に、「に代って」を「に代わって」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。